

被災動物一時預かり申請書兼誓約書

年 月 日

(宛先) 長野市保健所長

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_  
 避難場所 \_\_\_\_\_

私が飼養する以下の被災動物を預かってください。預けるにあたり、下記の事項を誓約します。

【被災動物の情報】

動物種		品種	
名前		毛色	
性別（不妊手術の有無）	雄・雌（不妊手術 未・済）	年齢	
マイクロチップ	有・無 番号：	首輪	有・無 色：
ワクチン接種、既往歴			
特記事項			

記

- 1 一時預かりの期間は、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までとし、延長する場合は保健所に連絡の上協議します。
- 2 自ら飼養が可能になった時及び知人などに飼養を委託できるようになった時は、速やかに被災動物を引き取ります。
- 3 一時預かりする者の選定を保健所に一任し、被災動物の情報を当該ボランティアに提供することを承諾します。
- 4 保健所又はボランティアから飼養に関する協議の申し入れ、照会等があった場合は、速やかに応じます。
- 5 一時預かり中、被災動物が相当の理由により逸走し、疾病にかかり、負傷し又は死亡した場合にあっては、保健所及びボランティアに対して損害に係る賠償を請求しません。
- 6 保健所又はボランティアから被災動物に係る不妊去勢手術及びワクチン接種、その他必要な検査等の実施について申し入れがあった場合は、速やかに応じます。また、その処置又は検査に要した費用は、原則として、私が負担します。
- 8 一時預かり中に、被災動物に治療が必要になり、保健所又はボランティアから協議の申し入れがあった場合は、速やかに応じます。また、治療に要した費用は、原則として、私が負担します。
- 9 私の所在地・連絡先が変更になった場合は、速やかに新しい所在地等を保健所に連絡します。
- 10 概ね 10 日毎に 1 回、保健所に連絡します。なお、直近の連絡から 30 日を過ぎても連絡せず、保健所が連絡を試みても連絡が取れなかった場合、被災動物の所有権を放棄したものとみなして構いません。